

カウンセリングアドバイザーの運用要領（例規）

〔平成 11 年 3 月 9 日〕
兵警少例規第 5 号

（概要）

この要領は、警察職員が被害少年の保護等を行う場合におけるカウンセリングアドバイザーの運用に関して、必要な事項を定めたものである。